

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について反対の立場で討論します。

この予算の中には、款10、項6、目2、節19、負担金補助及び交付金に、100万円が計上されています。

この予算は、今回の議会の議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定についての関連するものと思われま

す。4月1日以後の早い時期に協議会が予算を決定した後の対応となるべきものと考えま

す。これも琴平町の予算書を見ますと、計上はありませんでした。

平成29年度予算に計上するためには、4月1日以前に、協議会の会議の開催がなければ、その予算の計上はできないこととなります。

協議会の規約が昨年の12月に成立していたのであれば、このことは出来たことかもしれませんが、協議会の規約の施行日は、平成29年4月1日となっており、協議会の会議で決定をすることはできないものです。

この予算額100万円は、例えば、住民の福祉向上のための予算とし、活用するなど修正すべきところがあります。

したがって、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算の議案に反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論をいたします。

款1. 議会費、香川人権研究所団体会費2万円、款3. 民生費、人権同和施策事業費、402万4,000円、款10. 教育費、人権同和教育事業費217万9,000円、計622万1,000円となっており、昨年の予算と比べますと35万5,000円の増額予算となっております。

すでに1969年同和对策事業特別措置法が施行されてから33年、2002年3月末に地対財特法が失効してから実に14年が経過し、この間に要した経費は国、地方合わせて約16兆円にも及んでおります。

そしてまた、昨年の2016年12月9日、参議院本会議におきまして「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が自民党、公明党、民進党などの賛成により可決、成立し、12月16日から施行されております。

この法案は「部落問題解決過程の研究」の60年間の成果に照らしてみても、不可逆的に進行してきている部落問題の解決に逆行するものであると、多くの民主団体では「法案」に「反対する決議」を採択しているところでございます。

この法律は「部落差別」の「解消」と言いつつ、「部落差別」とは何なのか定義がなく（第1条）、その上に国及び地方公共団体に「部落差別の解消」に関する「施策実施」を責務として課している（第3条）、加えて「部落差別の解消」の施策に資するため「部落差別の実態に係る調査を行う」とする（第6条）。

ご存知のように、1969年以来の同和对策事業に関する特別措置法は、2002年3月31日をもって期限を終了し、同法の「対象地域」（同和地区）も法的に消滅しているわけであります。

1930年代後半以降の高度成長の下での大規模な人口移動によって混在の進行は著しく、1993年実施の当時の総務庁は「同和地区実態把握等調査」によってみても、全国の同和地区に居住する人口中58.7%、3分の2が「同和関係以外人口」、つまり元々「部落」の人ではない人なのであります。

このような実態の下で、どこで誰を対象にして、どのように調査を実施するのでしょうか。

各人権団体などの取り組み、国会議員団の活動によって参議院で参考人招致が行われるなど問題点はより明らかになってきました。

この法律事実上の凍結も視野に入れなければとりわけ問題が起こり、混乱の発生が懸念されるのは、地方公共団体（地方自治体）の都道府県の市、町、村であります。

この新法は「部落差別の解消推進」のための「理念法」と言いながら、逆に

新たな障壁を作り出し、部落差別を固定化、永久化する重大な危険をはらむものであり、部落問題解決のための血のにじむような歴史を冒瀆する逆流でもあります。

人を出身地や系譜、住んでいる地域によって差別してはならないことは当然であり、憲法13条は「全て国民は個人として尊重される」と基本理念を宣言し、憲法第14条では「全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的な身分、又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と法の下での平等を保障しております。

問題は、基本的人権に関わる様々な課題の中で、部落問題を特別視する立法が、補助金や業務委託など税金の使い道、人権啓発、相談、学校社会教育の内容など、様々な「同和の特別扱い」を復活、固定化させ、市民の言動を差別と認定し、規制する圧力、根拠とされかねないことにあります。

それは法によって新たな障壁を作り出すことであり、濫用されれば、行政を歪め、内心の自由、表現の事由が侵害される重大な危険があるわけでありませぬ。

ですから部落問題を特別扱いするのではなく、人権尊重と民主主義の教育、啓発、相談は、憲法に基づいて一般施策として行い、垣根をなくしていくことこそ、部落問題解決への道であります。

以上の理由により、議案第17号についてはこのような予算ではなく、町の行政施策は「本来、全町民に受益が及ぶように講じられるべきもの」であり、1. 町民の足を守り、移動手段を確保するための町内コミュニティバスの運行、2. 子育て世代の親の支援、応援として、学校給食の「安心安全」「食育による子どもと地域を育てる」ことなどに予算を回すべきであり、したがって、議案第17号、平成29年度多度津町一般会計予算について、改善すべき点があるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませぬか。

ないようですのでこれをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。